

審議項目

<前半>

- 1 条例要配慮個人情報の設定について
- 2 行政機関等匿名加工情報の提供制度について
- 3 個人情報ファイル簿について
 - (1) 個人情報ファイル簿の作成・公表について
 - (2) 個人情報取扱事務届出制度について
- 4 開示請求手続について
 - (1) 開示請求書の記載事項について
 - (2) 任意代理人の開示請求等に対する、本人への意思確認制度について
 - (3) 開示請求等の決定期限について
 - (4) 開示等決定通知書の記載内容（不開示情報が開示できるようになる期日の明示）
 - (5) 開示等請求における手数料等について

<後半>

- 5 改正保護法の不開示部分と情報公開条例の非公開部分の整合性の確保について
- 6 訂正請求・利用停止請求について
 - (1) 訂正請求の開示請求前置について
 - (2) 利用停止請求の開示請求前置について
 - (3) 第三者に対する意見書提出機会の付与について
 - (4) 訂正・利用停止決定等の期限について
- 7 本委員会への諮問事項について
- 8 運用状況の公表規定について

審議項目 1 条例要配慮個人情報の設定について

【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第60条第5項】 ・地方公共団体は、保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができる。</p>	<p>【第5条第2項】 ・原則収集してはならない個人情報（思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報）は定めているが、要配慮個人情報そのものの定義はない。</p>

【見直し案】

現時点では、条例要配慮個人情報について規定しない。

【考え方】

改正個人情報保護法第2条第3項で「要配慮個人情報」を「人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と規定している。

また、個人情報全般について、個人情報の保有の制限等（改正法第61条）、利用目的の明示（同第62条）、不適正な利用の禁止（同第63条）及び適正な取得（同第64条）等の規定に基づき、厳格かつ慎重な取扱いとなっている。

条例要配慮個人情報を設定したとしても、個人情報ファイル簿（*）に保有している旨が明示されるにとどまり、これらの個人情報の取扱いをより厳格にする規定を設けることができず、効果は小さいと考えられるため、当面は設定を見送る。

【参考】

個人情報保護委員会（国）では、条例要配慮個人情報としては、「LGBTに関する情報、生活保護の受給情報、一定の地域の出身である事実」などが想定されるとしている。

***個人情報ファイル簿**

個人情報ファイル（保有個人情報をパソコンなどで処理したデータベースや住所録などの手作業で作成した一覧）の概要を記載した一覧。本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについては作成と公表が義務付けられている。ファイル簿には個人情報ファイルの名称・利用目的・記録項目・記録範囲・（条例）要配慮個人情報があればその旨などを記載することになっている。

審議項目 2 行政機関等匿名加工情報の提供制度の設定について

【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第60条第3項, 第109条~第123条】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報保護法の改正に伴い, 地方公共団体にも行政機関等匿名加工情報（*）の提供制度が導入される。・当分の間都道府県及び政令市に適用され, その他の地方公共団体等では導入は任意とされている（附則第7条）。	<ul style="list-style-type: none">・行政機関等匿名加工情報制度に関する規定はない。

【見直し案】

当該制度は導入しないこととする。

【考え方】

都道府県及び政令市はこの制度を導入しなければならないが, それ以外の地方公共団体は経過措置により導入は任意とされている。

これまでこの情報の利用に関する民間事業者からの要望はなく, 導入する特段の理由がないため, 導入する特段の理由がない。このため, 今後の保護法の制度改正や社会情勢の変化がある場合に改めて検討することとする。

***行政機関等匿名加工情報**

特定の個人を識別できないように行政機関等が保有する個人情報を加工し, かつその個人情報を復元できないようにした情報のこと。

審議項目 3 個人情報ファイル簿について

(1) 個人情報ファイル簿の作成・公表について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
【第75条第1項・第2項】 ・例外として作成及び公表の対象外となる個人情報ファイルを除き，個人情報ファイル簿を作成し，公表しなければならない。	・個人情報ファイル簿に関しては規定していない。

【見直し案】

改正法で義務とされている，本人が1,000人以上の個人情報ファイルを作成・公表の対象とする。

【考え方】

改正個人情報保護法第75条第1項では，行政機関等が保有している個人情報ファイルごとに，個人情報ファイルの名称，利用目的，記録されている項目等の事項を記載した個人ファイル簿を作成し，公表することが義務付けられる。ただし，個人情報ファイルのうち，記録される本人の数が政令で定められた数（1,000人）未満又は保存期間が1年未満のものは，個人情報ファイル等の作成及び公表は義務付けられない。

このため，第75条第2項において適用対象外としている個人情報ファイルについては，個人情報ファイル簿を作成・公表することにより事務の煩雑化を招くことから，本市においては作成しないこととする。

審議項目 3 個人情報ファイル簿について

(2) 個人情報取扱事務届出制度について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
【第75条第5項】 ・ 条例の定めにより，個人情報ファイル簿とは別の，個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し，公表することができる。	【第4条】 ・ 個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに，その事務の名称・目的・個人情報の対象者の範囲・個人情報の内容などを記載した個人情報取扱事務の届出をし，その内容を公表している。

【見直し案】

個人情報取扱事務届出書は作成しないこととする。

【考え方】

現行個人情報保護条例で規定している個人情報取扱事務の届出制度には，市が取り扱う保有個人情報を網羅的に把握できる特徴があるが，公表している個人情報取扱事務の届出内容の閲覧実績はほぼない状況があり，保有個人情報の取扱いについては各担当課に直接問い合わせしている状況である。また，個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書の記載事項は類似するものも多く，このような状況では個人情報取扱事務の届出を継続する意義が薄いため，個人情報取扱事務の届出制度は継続しないこととする。

審議項目 4 開示等請求手続について

(1) 開示請求書の記載事項について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第77条】 ・開示請求書に記載しなければならない事項は次のとおり。 ① 氏名及び住所又は居所 ② 関係する保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に関する保有個人情報を特定するのに足りる事項</p> <p>【個人情報保護法施行令第23条】 ・開示請求書には次の事項を記載することができます。 ① 求める開示の実施方法 ② 事務所における開示を希望する日 ③ 写しの送付による開示を求める旨</p>	<p>【第11条・施行規則第5条】 ・開示請求書に記載しなければならない事項は次のとおり。 ① 氏名及び住所 ② 関係する保有個人情報の内容その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項 ③ 開示の方法の区分(施行規則第5条) ④ 代理人による開示請求の場合、本人の氏名、住所及び代理人の種別(施行規則第5条) ⑤ 死者の相続人による開示請求の場合、死者の氏名及び死亡時の住所並びに当該死者の相続人等と当該死者との関係(施行規則第5条)</p>

【見直し案】

個人情報保護法施行令第23条で規定している、開示請求書に記載できる事項については、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 求める開示の実施方法 | 開示請求書に記載する。 |
| ② 事務所における開示を希望する日 | 開示請求書に記載しない。 |
| ③ 写しの送付による開示を求める旨 | 開示請求書に記載する。 |

【考え方】

- ① 求める開示の実施方法
現行でも開示方法の一つとして記載していることから、引き続き記載する。
- ② 事務所における開示を希望する日
開示請求時点では必ずしも実施希望日どおりに開示が実施できるか明確ではなく、現行でも記載項目ではないことから引き続き記載しない。
- ③ 写しの送付による開示を求める旨
現行でも開示方法の一つとして記載していることから、引き続き記載する。

審議項目 4 開示等請求手続について

(2) 任意代理人の開示請求等に対する，本人への意思確認制度

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法

【第76条第2項】

- ・ 必要に応じて本人に対して確認書を送付し，その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられない。また，このような本人の意思確認を認める法施行条例の規定を設けることも妨げられない。（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」5-3-3）

【見直し案】

なりすまし等防止のため，確認についての規定を設ける。

【考え方】

現条例では，保有個人情報開示等請求の請求権者は本人（現行条例第10条第1項），未成年者又は成年被後見人の法定代理人（同第2項），死者の相続人（同第3項）に限っていた（ただし，保有特定個人情報に限り任意代理人の請求を認めていた）。さらに，未成年者15歳以上の者の法定代理人が請求する際には当該未成年者の同意を一律に必要としていた（同第2項）。

法改正により新たに任意代理人の開示請求が可能となる。任意代理人を証する書類の提出は改正法でも規定されているが，国では，請求書受理後に更なる意思確認を一律に課するのは任意代理人の活用を阻害するため認められないとされている。ただし，なりすまし等の防止を講じる必要がある場合も考えられるため，必要に応じた確認を可能とする規定を設けることとする。

審議項目 4 開示等請求手続について

(3) 開示請求における開示決定等の期限

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第83条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 決定期限は請求のあった日（初日は含まない）から30日以内としている。・ 開示決定等の期限を法の期限より短い期間とすることができる。（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」5-6-1）	<p>【第16条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 決定期限は請求のあった日の翌日から起算して14日以内としている。
<p>【第83条第2項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定期間を30日以内に限り延長することができる。	<p>【第16条第3項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ やむを得ない理由により期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。

【見直し案】

- ① 決定期限は、現行個人情報保護条例と同じ、請求があった日（初日不算入）から14日間とする。
- ② 決定期限の延長日数は、30日とする。

【考え方】

- ① 開示請求における決定期限は改正個人情報保護法の規定より短い期間とすることが許容されている。また、過去3か年（令和元年度から令和3年度）で請求された開示請求（64件）のうち決定期限を延長したのは1件であり、おおむね現行個人情報保護条例で規定する期限どおりに決定できているため、決定期限は現行個人情報保護条例と同じ期間とする。
- ② 現行個人情報保護条例では延長分の日数が31日であり、法の期限（30日以内）より期間を長く設定することはできなくなるが、更に短い期間とする特段の理由はないため、延長日数は改正個人情報保護法と同じ30日とする。

審議項目 4 開示等請求手続について

(4) 開示等決定通知書の記載内容（不開示情報が開示できるようになる期日の明示）

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第82条・政令第24条】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開示決定又は一部開示決定を行う際に決定通知書に記載しなければならない事項は次のとおり。<ol style="list-style-type: none">① 開示する保有個人情報の利用目的② 開示実施方法③ 開示実施可能日（政令第24条）④ （写しの送付の場合）準備に要する日数及び送付に要する費用（同条）⑤ （電子情報処理組織を利用する）場合開示に必要な情報（同条）・ 一部開示決定又は不開示決定を行う際に、不開示情報を開示することができるようになる期日を明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない旨の規定を地方公共団体の独自の規定として設けることができる（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」9-3-1）	<p>【第16条】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 決定を行った際は速やかにその内容を書面で通知しなければならない。・ 決定に係る保有個人情報の全部又は一部が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとしている。

【見直し案】

保有個人情報一部開示決定及び不開示決定を行う際、保有個人情報の全部又は一部が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、引き続き決定通知書にその旨を付記する。

【考え方】

現行個人情報保護条例では、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとするとしており、請求者の開示請求機会確保のため、現行個人情報保護条例と同様の規定を設ける。なお、情報公開条例第12条第4項にも同様の規定がある。

審議項目 4 開示等請求手続について

(5) 開示等請求における手数料について【条例で定める必要がある事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第89条第2項】</p> <ul style="list-style-type: none">・開示請求者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内で、条例で定める額の手数料を納めなければならない。・手数料の額は、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。・手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能。（個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）7-1-13 手数料）	<p>【第20条】</p> <ul style="list-style-type: none">・開示についての手数料は、無料としている。・開示請求者は、開示の際に必要な費用（複写料や送付費用）を負担するものとしている。

【見直し案】

- ① 開示請求手数料は、引き続き無料とする。
- ② 開示文書の写しの交付に要する費用は、引き続き実費として徴収する。1枚当たりの単価も引き続き同額とする。

【考え方】

- ① 国は、条例で開示請求における手数料の額を無料にすることを規定するのは妨げるものではないとしており、開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することも可能としている。
- ② 現行個人情報保護条例では開示についての手数料は無料としており、個人情報保護制度の趣旨・目的からして、手数料は無料を維持すべきと考え、開示請求自体の手数料は引き続き無料とする。なお、手数料を無料とするため、減免規定は設けない。
- ③ また、現行保護条例では開示文書の写しの交付に要する費用は負担するものとしているが、この考え方自体を変更する特段の理由はなく、これからも維持すべきと考え、引き続き実費を徴収することとする。また、現在旭川市個人情報保護条例施行規則で規定している実費の額*は、改訂する特段の理由がないため引き続き同じ額とする。

***実費の額**

旭川市個人情報保護条例施行規則別表で次のとおり定めている。

区分		金額
乾式複写機による写しの交付（用紙の大きさが日本産業規格におけるA列3番以下のものに限る。）	モノクロ単色刷り	1枚につき 10円
	モノクロ以外の単色刷り及び多色刷り	1枚につき 50円
上記以外の物品の供与		実費を参考に別に定める。